

② 窓口延長業務・マイナンバーカード対応業務を変更します

通常時の窓口職員の確保・マイナンバーカード交付の促進を図るため、笠間支所、岩間支所で行っている窓口延長業務を11月より本所に集約し、支所での窓口延長業務を廃止します。

新たなサービスの導入と、マイナンバーカードの利便性向上を図っていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

○11月から窓口延長業務が本所のみとなります(笠間・岩間支所の窓口延長業務を廃止)

本所開庁日	日曜日	水曜日
開庁時間	午前8時30分～正午	午後5時15分～7時30分
開庁課	市民課、収税課	市民課、保険年金課、収税課

※日曜日の収税課は第4日曜のみ実施。

※税務課の窓口延長業務は廃止となります。

○11月から新たなサービスが始まります

①市民課で窓口延長時にマイナンバーカードの交付ができるようになります。

②笠間支所市民窓口課と岩間支所市民窓口課で煩雑なマイナンバーカード申請を職員が一緒に行います。

※①②ともに予約が必要となります。

○マイナンバーカードがあればさまざまなサービスが受けられます

本所の端末やコンビニで証明書が取得できます。

【取得できる証明書】住民票、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、課税証明書、所得証明書

【利用時間】本所の端末：開庁時間内

コンビニ：午前6時30分～午後11時（12月29日～1月3日を除く）

【今後マイナンバーカードで受けられるサービス（予定）】

健康保険証として利用、特定健診情報の閲覧、薬剤・医療費情報の閲覧、お薬手帳として代替活用

問 市民課（内線147） 税務課（内線110）

笠間支所市民窓口課（内線71212） 岩間支所市民窓口課（内線73185）

③ 複数税率対応レジの導入・改修への補助制度の期限が迫っています

10月に始まる消費税軽減税率制度に向け、国から複数税率に対応するレジの導入支援があります。

補助率 原則3/4（3万円未満のレジ購入の場合4/5）

補助上限 レジまたは券売機1台あたり20万円

※商品マスタの設定等が必要な場合には、プラス20万円で上限40万円（1事業者あたり上限200万円）。

導入・支払完了期限 9月30日（月）

申請期限 12月16日（月）

申請方法 自身で申請書を作成する個人申請と、メーカーなどを通して行う代理申請があります。

また、購入したレジの種類によって申請様式が異なりますので、詳細は軽減税率対策補助金ホームページをご確認ください。様式はホームページからダウンロードできます。

申請先 〒115-8691 赤羽郵便局私書箱4号 軽減税率対策補助金事務局 申請係

問 軽減税率対策補助金事務局 TEL 0120-398-111 HP <http://kzt-hojo.jp/>

商工課（内線511）

